平成２８年（フ）第９０８１号
東京都豊島区南大塚１―33―９　トップ南大塚第３―503、住民票上の住所千葉県松戸市千駄堀825―１　吉野ハイツⅠ―205
債務者　芦口　風子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０８２号
東京都世田谷区世田谷３丁目６―12―301
債務者　大下　尚孝
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０８３号
東京都国立市北２丁目11―１―101、住民票上の住所熊本県上天草市大矢野町中878―２　シャインサイド池田Ａ号
債務者　中村　竜治
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０９４号
東京都小平市小川西町２丁目７―303
債務者　齋藤　雄大
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０９５号
東京都小平市小川西町２丁目７―303
債務者　齋藤真由美
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１１０号
東京都小平市小川西町３丁目５―４―201
債務者　前田千代香
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１１６号
東京都練馬区石神井台８丁目19―29　安斉コーポ２Ｆ
債務者　廣川　和文
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１１７号
東京都世田谷区宮坂１丁目30―15―303
債務者　澤野　京子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１１８号
東京都練馬区石神井台７丁目11―10―101
債務者　吉田　森喜
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１２０号
東京都墨田区亀沢３丁目12―５―403
債務者　鈴木　悦子（旧姓羽山）
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１２１号
東京都板橋区赤塚新町２丁目７―17―805
債務者　伊藤　葉子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１２２号
東京都調布市入間町１丁目30―４―101
債務者　石黒　有子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１２５号
東京都江戸川区中葛西７丁目４―４―401
債務者　斉藤　文子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１２９号
東京都目黒区中目黒３―５―５―602、住民票上の住所広島県福山市西深津町３丁目２―41―303
債務者　酒井眞理子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１３０号
東京都新宿区北新宿４―１―14　淀橋荘312、住民票上の住所東京都新宿区北新宿４丁目１―14　淀橋荘
債務者　柳田　　健
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部